

平成 2 1 年 5 月 2 8 日

平成 2 1 年第 2 回 岬町議会臨時会

第 1 日 会議録

平成21年第2回(5月)岬町議会臨時会第1日会議録

○平成21年5月28日(木)午前10時40分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 な し

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総務部理事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企画部理事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	住民部理事 南 康 明
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事業部長兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上下水道部長 末 原 光 喜	会計管理者理事兼 会 計 課 長 淵 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 行財政改革課長 四至本 直 秀
総 務 部 総務法制課長 中 田 道 徳	企 画 部 秘書人事課長 竹 下 雅 樹

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長
兼 議会係長

大 山 鐵 男

○会 期

平成21年5月28日(1日)

○会議録署名議員

12番 辻 下 正 純

13番 田 代 堯

議事日程

日程 1	会議録署名議員の指名
日程 2	会期の決定
日程 3 議案第49号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
日程 4 議案第50号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件
日程 5 議 員 提 出 議案第2号	岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する件

(午前10時40分 開会)

○谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第2回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は午前10時40分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本臨時会は成立しました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員を会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

12番辻下正純君、13番田代 堯君、以上の2名の方をお願いします。

○谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日5月28日の1日としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○谷本 貢議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日5月28日の1日に決定しました。

○谷本 貢議長 それでは、本臨時会の開会に当たり、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

○石田町長 おはようございます。平成21年第2回岬町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今朝ほどより、外は強風が吹いておりました。生活者の回りに吹く不景気の風も本日の風に勝るとも劣らない強いものと認識いたしております。不景気になれば、我々公務員に対する風当たりも当然強くなるものでございますが、定額給付や地域活性化経済危機対策臨時交付金等、国の

景気対策が次々と打ち出されておりまして、職員の仕事は益々忙しく、また複雑化してきておるのも現実でございます。ただ住民の皆様の感情、あるいは、民間の企業のいろんな事情の中で、今回の人事院勧告が出され、それを尊重する必要もあろうかと思っております。

今回の臨時会を招集させていただく必要もそういったところから出てきたわけで、そこで本臨時会にご提案させていただいております議案も特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件の2議案をご提案させていただいているわけでございます。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○谷本 貢議長 町長のあいさつが終わりました。

○谷本 貢議長 日程3、議案第49号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 日程3、議案第49号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の改正に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、裏面の条例の一部を改正する条例(案)を参照願います。同時に新旧対照表もご覧ください。

特別職の職員の給与に関する条例(昭和30年岬町条例第12号)の一部を次のように改正するものでございます。

附則に次の1項を加える。

5 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とするものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

すなわち、特別職の6月賞与の支給月数を0.2月分引き下げ、2.125月から1.925月にするものでございます。

なお、教育長につきましては、「教育長の給与等に関する条例」第3条第2項で、「期末手当

の額は、特別職の職員の例による。」と規定されておりますので、申し添えさせていただきます。
以上が、条例改正(案)の内容であります。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。中原 晶君。

○中原 晶議員 今回異例の人事院勧告が行われたところでありますが、そのことについては、後ほど申し上げることといたしまして、本件の提案理由につきまして、人事院勧告を受けてのこととの趣旨が設けられております。原則的には、人事院勧告が出された場合、影響を受けるのは、一般職の職員の給与等であります。この次に提案される一般職の給与等について、審議、議決がなされる前に特別職の期末手当の削減を審議するというのは、本来のあり方ではないというふうに考えるものであります。

この件につきましては、昨日、議長と議会運営委員長に申し入れをし、また先程の議会運営委員会でも皆さんにお時間をいただいたところであります。本来は人事院勧告を受けての一般職の給与についての議決をみたうえで、特別職について審議すべきものであり、先に特別職の給与について審議をするということは、一般職の期末手当の削減を前提にしたものであり、賛成しかねるという立場であります。

○谷本 貢議長 次に原案に賛成の方の発言を許します。

ございませんか。他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第49号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

-
- 谷本 貢議長 日程4、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。企画部長、笠間光弘君。

- 笠間企画部長 日程4、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」について説明いたします。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容は、裏面の条例等の一部を改正する条例(案)をご参照願います。同時に新旧対照表もご覧ください。

まず、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条、一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年岬町条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置として、22項目に、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第2項及び第3項並びに第23条第2項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第23条第2項第1項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

すなわち、一般職の6月賞与の期末手当の支給月数を0.15月分引き下げ、1.4月から1.25月にし、勤勉手当の支給月数を0.05月分引き下げ0.75月から0.7月にし、合わせて賞与の支給月数を0.2月分引き下げ、2.15月から1.95月にするものでございます。

また、再任用職員及び任期付職員については、期末手当と勤勉手当を合わせて0.1月分引き下げ、6月賞与の支給月数を1.1月から1.0月にするものでございます。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正は、第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年岬町条例第7号）の一部を次のように改正するものでございます。

附則に次の1項を加える。

3 平成21年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とするものでございます。

附則に、施行期日等といたしまして、

1 この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第3項の規定は、平成21年4月1日から適用するものでございます。

給与の内払いとして、

2 第2条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす。

すなわち、平成21年度の一般職の職員の給与の減額率を3%から2%にし、4月に遡って適用するものでございます。

よって、既に支給している4月分、5月分の給与の差額についても、支給するということでございます。

以上が、条例改正(案)の内容でございます。

なお、今回の改正によります6月賞与の影響額は、約マイナス1,300万円程度というふうに試算しております。

また、給与の減額率を3%から2%にすることによりまして、年間におきまして、約マイナス3,200万円程度の削減がございましたけれども、今回のことによりまして、約マイナス2,200万円程度の削減額になるというふうに試算しております。

よって、年間給与については、約1,000万円程度復元されることとなりますが、6月賞与の減額分を差し引きしますと、現状よりもさらに200万円から300万円程度の減額になることとなります。

従いまして、給与では予算を上回るようになりますが、それ以上に手当の予算が減額されることとなりますので、予算の流用充当が可能でございます。予算上の措置には支障がないことを、申し添えさせていただきます。

また、さらに8月にも人事院勧告がなされることが必至と聞き及んでいるところでございます。

よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。中原 晶君。

- 中原 晶議員 町長は先程あいさつのところで、今回の期末手当のカットに及ぶ問題につきまして、住民感情ですとか、社会情勢の問題を述べられておられました。

今回の人勤については、町長は当初受け入れる必要がないというようなお考えであったかというようにも聞き及んでおりますが、先程述べられたあいさつの中で示された理由以上のものが受け入れる理由にあるとするならば、そのあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

- 谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

- 石田町長 ご答弁させていただきます。

再度、重複になるところもあるのですが、まず我々公務員の仕事。特にこの岬町におきましては、すでに職員の賃金カットをしている。そしてまた職員数も激減した中、先程申したようにいろんな景気対策等も出ている中で、職員の仕事というのは、どんどん忙しく、また複雑化しているという状況になっております。

こういった中で、これ以上の人事院の勧告を受けるのは忍びがたいというところから、当初人事院勧告を我々は受けなくてもよいのではないかという判断をいたしておりましたが、いろんなところからの圧力というのではなく、人事院勧告自身がすべてのデータを駆使しての判断というところではないという部分も十分承知してはいるのですが、住民感情等々考えると、どうしても不景気になると公務員さんはいいよねとか、全然給料も下がらないしという民間の厳しい声を聞くにつけては、やはり我々も人事院勧告に対して尊重していく必要があるのではないかなという結論に至ったわけでございます。

ただ先程、中原議員からの私ども特別職の給与カット部分の条例改正。そこで認識が少し違うところは、我々は、別に一般職の給与の削減を受けて特別職の給与を削減するわけではなく。我々特別職として、先に削減する必要があると。まず身を持って我々が下げる必要があるという判断で特別職の給与に関する条例の改正を今回提案させていただいたということだけは、改めて付け加えさせていただいて答弁とさせていただきたいと思います。以上でございます。

- 谷本 貢議長 中原 晶君。

- 中原 晶議員 最後に町長がお答えになったことから、一言申し上げておきたいと思いますが、町長のお立場として先に特別職の給与についての提案をさせていただいたということでありまして、身を持ってというご説明がされましたけれども、それであるならば、提案理由に指し当たらないというふうに感じますので、そのあたりについては、整合性に欠くというような印象を受けたということは一言申し上げておきたいと思います。

それから、お答えいただいた中で、今回の人勸を受け入れるには忍びがたいということをおっしゃっておられました。確かに職員の皆さん大変な思いをしてお仕事をされているところであろうかと思います。圧力等はないというふうにもおっしゃっておりましたが、私が聞いておる範囲では、国や大阪府の圧力はあるというふうに聞いているところであります。町長からは、そのような明言はありませんので、確認はできませんけれども、今の時代、地方分権または、自治体の自主性や主体性の問題等考慮したうえでも、今回の人事院勧告については、受け入れるべきではないというふうに私自身は考えるものであります。

もしも国や府の圧力があるとするならば、それは不当なものでありまして、町として、自主性を発揮して、圧力に屈することなく奮闘されるように求めていると思います。

以上です。

○谷本 貢議長 他に質疑ございませんか。田代 堯君。

○田代 堯議員 今、中原議員の質問の中にもあったわけですが、私は角度を変えて質問をしたいと思います。

過日の全員懇談会で、5月の岬だよりについての質問もいたしましたが、私のちまたで聞き及んでくるのは、先程、町長がおっしゃったように、世間の社会情勢は非常に厳しい中で、一般家庭におかれましても大変な生活環境にあるのかなと感じます。そうなるとうちでも一般社会が悪くなる。つまり民間会社が悪くなると、どうしても公務員の給与にしわ寄せを持ってくるというのが今までの流れであったと。

しかし、私はその都度申し上げております景気の良い時には、公務員のことは、全く目を向けてもらえなかった。これだけ大きな岬町の住民の皆さん方の生命、財産さらには生活環境、そういったものを守っていくための仕事を町長以下行政職の皆さんがやってこられた。

しかし、景気の良い時には、そんなところには目を向けられなかったけども、最近は、公務員の方々にかなりの厳しいしわ寄せがきているのではないかなと言いますのは、去年の4月に我々議会は職員の3%の給与カットを認めたということ、さらに今回は、夏季手当が人勸によって0.2月のカットになるということですね。町長がよく言われている財政については、住民集会等で20年度は黒字決算の見込みだと。さらに財政は、好転をしつつあるというような説明をされておりますけども、私は今の岬町の財政は、非常に厳しいものがあるなというふうに説明をしておりますけども、そんな中で町長がそれを言われたかどうか私存じないのですが、間接的に聞き及んでくるには、職員にもサービス残業をしていただいているんだと。だから先程町長がおっしゃったトップ自らが、今回は特別職の職員の給与に関する条例の改正を提

案させていただいているというような答弁でしたけれども、私は、当然会社の経営母体がおかしくなってきたら、社長以下役員は無給で働いても仕方ないと。無給でやる代わりに、社員には精一杯仕事をしてもらうために、できるだけの協力はしてもらって、最低限の給与というものは支払っていかなければならないというひとつの使命感が社長としてある。また、町のトップリーダーとして、当然町長自らが特別職の夏季手当のカットというのは、当たり前のことだなと私はそのように理解もし、当然今回の提案については、一個人として認めていかなければならないと思っております。

そこで、お聞きするのですが、町長がサービス残業をしていただいているというので、私は過日のいつだったか、人事担当の方にどのくらいのサービス残業をしているのかということを探ねたところ、担当としては、全くサービス残業はさせていないと。定期的に残業の申請があれば、それをすべて認めているというように担当は説明をされているので、その点を町長にお聞きしたいと思います。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 ご答弁させていただきます。

最初に我々職員に対して適切な評価をいただいたことを感謝申し上げます。

そして、財政論に対しては次のことで、まずサービス残業の言葉の部分なんですけど、おそらくある地区での住民集会のところで、そういったことを私が言ったということだと思うんですけども、正式にはそういった言葉を使わずに、我々職員が非常に減ってきているけども住民の皆様へのサービスは低下させることがなく、我々職員は頑張っているという内容のお話をさせていただいたかと思っております。

その背景といたしましては、7時半からの会合に私が遅延いたしまして、その時にその主催者の方から役場の方にお電話をいただいた時に、我々職員がまだおりましたので、職員はこんな時間まで仕事をしているのかというお話がありました。これは、うちの管理職が受けたものでございますけども、我々はこの時間まで残って仕事をしておりますということでのお話の中で、職員は非常に減っていった中에서도住民の皆さんのサービスには低下を来さないように我々職員頑張っているというお話をしたかと思っております。

そういった背景がありまして、議員から担当の方に質問があつて、担当がお答えさせていただいたというのが、超過勤務手当に關しての回答でございます。これは、我々も同じ認識をもっており、我々にとっては、申請された超過勤務に対しての賃金をお支払いさせていただくという形の事務を行っているということでございますので、いわゆるサービス残業というところは、

我々は認識していないと。またそういった事実はないと認識いたしております。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 このことをお尋ねするのは、今回の職員の給与に関する条例をどういうふうに判断するかというひとつの判断材料にしたいということで、あえてサービス残業の質問をさせていただいたわけでありますけども、今町長は、超過勤務手当について、出てる職員については、残業した分をそのまま支払っているという答弁。これ間違いありませんか。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 お答えさせていただきます。

それは各課におきまして、管理職の方が職務命令を出して、これは超過勤務だよという形で指示をだした分に関しては、お支払いさせていただいているということで間違いございません。

以上でございます。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 最後ですので、時間をとって非常に申し訳ないのですけども、町長の今の説明はですね。超過勤務手当の申請の申出があったものにはちゃんと支払っているということですけども、本会議ですので、あえて詳しいことは申し上げませんが、私のところにいろいろと話してくるのはですね。たとえば1000時間なり、いろんな部、課でやっている残業については、労基法の問題があって、なかなか100%は人事担当との調整がつかないというところから表向きの看板と裏の看板との2つの看板を持ってですね。これは、私独自の考え方の話ですけども、たとえば、人事担当部長に聞きますけども、700時間の申請があって、実際は1000時間職員が残業をしているとなれば、300時間のサービス残業したことに私はなと思うんですけども、もう3回目ですので、その点をまず担当部長にお聞きしたいということ。

それから、今回の町長が特別職を自ら切って、その次に職員の給与カットを人勧は国の方針ですからやむをえないかなと私は思うんですが、影響額の説明が先程あったんですけども、最終的な影響額は、2,200万円の歳出削減ということで、岬町の予算には支障がないということですので、問題ないかと思うんですが、今後、冬季にも向かって人勧の問題が出てくると思うんで、そういった中で今回これを認めることによって、さらには職員の給与が圧迫してきて生活が苦しくなるんじゃないかなと。それで私は、前回の全員懇談会でも国の平均年齢と岬町の平均年齢をとった場合は、どうしても岬町の職員はこんなことを言ったらあれなんですけども、年齢が高い。つまり高齢化してきているせいで、若い世代の職員がないという

ことから、平均年齢が44．何ぼだったと、国は41．何ぼだったと思うんですけども、実際岬町の40歳前後の職員の給与は岬町のラスパイも入れて考えるとかなり低いのではないかと私は思います。それを国の人勧が出たからといって、それは国の平均で出してくるとするなら、岬町は岬町の状況というのが、職員の給与自体が低いか高いかという問題があるかと思うんですけども、私はそこそこに低い状況にあるのではないかなと。そういうことを含めて、あえて反対はしませんけども、そういったことを踏まえた中で今回町長が人勧を受けて提案をされたのかどうか、その辺がどうしても私は疑問でならない。もう少し働く人達の立場になって、そして岬町の1万何がしの住民のために汗をかいている職員に対しては、やはり温かい目を向けてあげる。一般世論の風当たりがきついから仕方なしに、風当たりを避けるために国の方針どおりいくというのはいかなもんかなと思っております。その2点の質問に答弁していただいて、私の質問を終わります。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 田代議員の質問にお答えしたいと思います。

先程町長の方から職務命令がある分につきましては、全部払っていると。そのとおりでございまして、今年も大変厳しい財政状況の中、給与の3%の範囲を各部に枠配分しております。その枠配分を各部、課長によりまして、責任を持って職員を職務命令すると。職務命令した分については、かならずお支払いしているという状況でございます。それから、今一番心配しているのが台風とか、緊急の災害でどういったことが起きるのか、そういった時のことを心配しております。ただその時は、特別枠ということも考えまして、また議会の方にも補正予算なりお願いする可能性がございます。

それからラスパイレス指数のことを聞いていただきましたが、今現在20年度の職員の給与でございますけども、岬町は10町村ある中で7番目で、95．4という状況でございます。下から数える方が早いことは確かなんですけども、それは岬町の財政状況に併せて頑張っているとご理解いただけたらというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

○石田町長 田代議員のご質問にお答えいたします。

議員の方から非常に我々職員に対してのお気遣いいただいたこと、本当にありがたく思っております。

今回、職員組合とも十分な協議を重ねた中で、人事院勧告を受け入れていただく。その代わりに今までの給与分の3%カットを1%戻させていただくという形で職員の生活面にも若干の配慮

もさせていただいたというところで、職員組合さんと合意できたと理解しておりますので、本当に職員に対する温かいご配慮をいただいたことを再度御礼申し上げまして答弁とさせていただきます。

○谷本 貢議長 出口 實君。

○出口 實議員 今町長に質問しようと思っていたところ、田代議員に対する答弁で回答をいただいたのですが、実は私も30年間サラリーマンをやっております、特に期末賞与は、職員さんの生活給の一部でありますので、田代議員ともども一緒の考え方なんですけども、やはり本当に職員組合と膝を交えて役員さんをはじめ職員さんまで納得してもらって、こういう理解を求められたのかどうか、その辺を質問したいと思っておりました。

特に残業も多く3%もカットされている中で、職員さんも大変生活には苦労されておりますので、その辺も十分管理職の方々は配慮されて、今後とも頑張ってもらいたいと要望しておきます。

○谷本 貢議長 他に、質疑ございませんか。川端啓子君。

○川端 啓子議員 皆様のご意見と重なるかも知れませんが、当町におきましても厳しい財政状況から職員はすでに3%カットしているということから、今回の人勤に対しては、その辺も考慮して削減を出してきたということで、先程今回の職員の期末手当と毎月の給与との差額で300万円という差額になったと思うんですけども、これは全体の300万円ですので、平均したらだいたい一人当たりどれくらいの影響がでるのかということをお尋ねします。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 1人あたりを最初の人勤では、9.3%と考えていたわけですけども、今のところ年間を通じまして、1%削減することによりまして、約1,000万円と考えております。それが復元するということで、職員の数が約160人ということで、それで割っていただけたらと思います。9.3%ということは、夏季一時金に対して平均してだいたい8万円弱の影響があるとふんでいましたので、それを差し引きした金額というふうになると思います。

以上でございます。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端 啓子議員 私が聞きたかったのは、すでに昨年から3%カットしているので、今回特に人勤でもって、その辺も考慮したうえで今回の期末手当の削減ということを考えているので、現実には具体的な数字として、この8万円弱と今おっしゃったのは違うと思うんですけどね。

○谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

○笠間企画部長 失礼しました。8万円弱というのは、先程も言いました1%復元しないで今回

の期末手当を0・2月カットした場合が平均8万円と。ところが年間1,000万円でございますので、だいたいひとりにつきまして、6万円程度が。年間を通じましてですから、今回の6月に対する影響額は、やはり8万円前後になると思います。先程の説明の中で、4月・5月の分を遡及させていただいて、給与の中で1%復元ということでございますので、それについては何万円という単位ではなく、何千円の単位になると思います。それが年間を通じて、かける17と読んでいただいたらというふうに思います。

○谷本 貢議長 川端啓子君。

○川端 啓子議員 本当のこと言って、全然わからないです。単純に計算して、職員が160名でマイナス300万円だったら、単純計算で約2万円と違いますの。そうでしょ。

先程から期末手当も生活給やということですから、職員にしたら、こういう人勤が出てこない、条例改正が出てこなければ、今度の6月の末にはこんだけ手当が入ってくると。皆さんそれぞれ家庭もあるし、予定されていると思うんです。その辺をこういう社会状況の中にあって、今のことを考えた時に先程から町長も言われているように致し方なくやっていくことですので、温かい気持ちでもってやっていくということ。職員これでは困っていくだろうということにも管理職においては必要なのではないかなと思いますし、また8月に人勤が出てくるということですので、その辺も考慮して、次の12月に向けてもやってあげたいなと。確かに社会状況というのは、みあわせないといけないですけども、景気を回復していこうと思ったら、消費拡大も大事ですし、それには入ってくるものも入ってこなかったら消費拡大もできないし、その辺もいろいろと考慮していただいて次へとやっていただきたいなと思います。要望です。

○谷本 貢議長 要望でよろしいですか。

○川端 啓子議員 はい。

○谷本 貢議長 他に、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 先程質問もし、町長の考えもお聞きしたところであります。今回の人事院勧告につきましては、町としては、受け入れやむなしという立場であると確認したところであります。

しかしながら、私は今回の人事院勧告については、異例極まりないもので、町として受け入れる理由はなんらないものとするものであります。その理由をこれから申し述べたいと思います。

まず第1点には、今回の人事院勧告が、手続き上、大きなルール違反にあたるという点であります。ご承知のとおり例年行われる人事院の勧告は、民間の賃金を調査した上で8月に行われ、それを冬の一時金に反映させるというものであります。それが今回は、昨年8月の勧告ですでに決定していた夏の一時金の支給率を一方的に5月1日に臨時の勧告を行い、0.2月分削減するというものであります。通常は5月に調査を行い、8月に勧告を行うというものを今回に限っては4月に特別調査として行った上での臨時勧告となりましたが、人事院自身が多くの不確定要素があるという中で、比較調査の名に値しないものを基にして臨時勧告を行っております。もともと勧告自身は、夏の一時金支給には間に合わないため、年末の一時金に反映されており、時間差はあったとしても全体的には民間との水準調整が行われる仕組みになっているものであります。今回は不十分な調査を基に前倒しに削減をするというのは、ルール違反も甚だしいという考えであります。

第2点は、景気の回復に逆行するという点であります。急激な景気悪化の中、今政府は更なる追加経済対策を打ち出しながら、公務員の一時金を前倒しで削減するということは、自ら述べている内需拡大に逆行するものであり、容認できないという立場であります。公務員の一時金が削減されれば、教員や警察官なども含む相当数の公務労働者に対して影響が及ぶものであります。さらにそれに伴って公務労働に携わる非正規労働者、民間の賃金も抑制されることに繋がり、地域経済にも悪影響を及ぼすことが大いに懸念されるものであります。

3点目には、人事院の役割を投げ捨て、政治的な動きに追随するという点であります。そもそも公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権が剥奪されているため、その代償機関として人事院勧告が設置されているというのがたてまえであります。そのたてまえを投げ捨てて政府の政治的な動きに追随するもので許されるものではないと考えます。日経新聞にも衆議院選挙目当てのパフォーマンスと揶揄されるほどのものであり、党利党略に屈従したものと感じざるを得ません。

以上3点にわたって、今回の人事院勧告そのものについて考えを申し上げましたが、岬町に限って言えば、独自に先程来話されたとおり3%の給与カットを行っており、すでに職員の生活には大きな影響を与えているものであります。今回の議案では、3%カットを1%復元しているもののこの議案が可決されれば、年間給与では、1%の復元以上の痛みを伴うことにならざるを得ません。職員組合との合意は得られているというふうに聞き及んでおりますけれども、今回の人事院勧告そのものについて、ルールを無視し、内需を冷やす党利党略のものであるという立場でこの勧告に従うべきではないという考えから反対いたします。以上です。

○谷本 貢議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 本来ならこの条例については反対をしたいと思っておる立場なんですけども、先程人事担当部長が職員のサービス残業については、的確に超過勤務手当については、規定どおり支払っているという答弁があったのですけども、少し納得いかないという点もあります。ただ今回定数削減もし、職員数もかなり減ってきていると。そして先程の答弁のようにラスパイも95.何がしという中で、大阪府下ではかなり低い状況にある。さらに昨年には、先程も申し上げましたけども0.3%のカットをしておる。しかし組合との交渉の中で1%は元に戻して2%については継続をして今後は組合との調整を図っていくとの答弁を得ております。しかしこのことについても、いつまでに妥協するとかといった職員との裏づけがない。そういったことを考えると我々議会として、また議員としては、何一つ職員に対して利点がないと。生活環境を脅かしているということについては間違いないと思っております。

しかし、今回議会も研修に行くわけなんですけども、財政破綻をした北海道の夕張市の職員の状況がテレビ報道等で住民の皆さん方にはいろいろと放映されております。そのことを考えると岬町としては、超過課税等も含め住民にかなり負担を求めているのが現状であろうと。職員さんには、大変申し訳ないけどもそういう厳しい状況もふまえ、今の厳しい岬町の財政状況を考えるとやはり一緒になって汗をかいていただきたいということから、私は今回賛成をせざるを得ない立場にあるわけです。

企画部長気にしないでほしいのですけども、先程ある議員の3%のカットに対して6万円少々ということだったんですが、これは月になおしたら確かにそう多くもない金額だろうと思いますけども、たとえば家を建てるために住宅ローンを借りている方たちには、かならずボーナス払いというのが条件になってローンを組んでおられるのが現状だと私は思うんですね。その方にとってボーナス時期に5万円、6万円払っていかなければならないという大変な状況があるわけですから、今回特別職自らが特別職の給与をカットされるのは当たり前のことなんですけども、そういった中で職員が厳しい環境に今後おかれていくということも、理事者としては十分踏まえていただいて今回の条例改正については、そういった意味では、職員に協力を求めていくということで、私は賛成の立場として賛成討論をさせていただきます。以上です。

○谷本 貢議長 他に、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 他に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第50号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する件」を起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 日程5、議員提出議案第2号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明求めます。議会議員、辻下正純君。

○辻下正純議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案 第2号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出者、岬町議会議員、辻下正純。

賛成者は次のとおりです。 敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員、和田勝弘、鍛冶末雄、出口 實、奥野 学、反保多喜男、小川日出夫、川端啓子、辻下文信、田代 堯、竹内邦博。

以上であります。

提案理由は、人事院勧告に基づく一般職の職員給与に関する法律（昭和52年法律第95号）の改正に伴い、本条例に所要の改正を行うものであります。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします。 裏面をご参照願います。

岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年岬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とする。

なお、附則としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。

参考までに新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。中原 晶君。

○中原 晶議員 先程、今回の人事院勧告の件につきましては、賛成できるものではないという考えを述べさせていただいたところでありますが、先の2件が可決された以上賛成をせざるを得ないという立場であります。

○谷本 貢議長 他に、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○谷本 貢議長 これで、討論を終わります。

これより、議員提出議案第2号「岬町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○谷本 貢議長 これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

これをもって、平成21年第2回岬町議会臨時会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午前11時40分 閉会)

以上の記録が本町議会平成21年第2回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年5月28日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 辻 下 正 純

議 員 田 代 堯